

六ノ八 沙門貞慶笠置寺法華八講勸進状

出典 弥勒如来感応抄（東大寺蔵）

鎌倉遺文補一九六

解説 貞慶が笠置寺に入山した年、建久四年に法華八講の舞装束の勸進が行われた。

貞慶入山の頃には笠置寺の法華八講は法会としての地位が落ち、その実施すら困難になっていた。また実施をしてもその規模は縮小され大衆を法悦の境地に入れる儀式もなくなった。貞慶はこの弥勒の靈山において、伊勢大神宮の力を借り、仏法の興隆を願い、法華八講を十六人の僧を撰んで挙行したい、とこの勸進状で述べている。

原文

笠置寺沙門貞慶奉唱

請依善知識助奉為伊勢大神宮紹隆当山往古八講等状

右当山者海内之名区壺中之形勝也草創之奇異衆所知識石像之靈応不須復説仏子頃年以來竊以栖息見聞之間悲喜者多矣所謂春秋二季法華八講者去延曆十三年南都龍象所始行也法電早震世称第三伝之齊会恵日久照年送四百廻之夏曆天下往々有修八講皆其餘流末塵而已然而眞俗威儀追年冷然緇素來会合期殆難就中招請纔四口問答及重役經廻空數日施供甚輕微講説論談雖有經古之名幡盖舞楽已無悅目之儀曩代勝躅失墜在近豈啻吾山之悲嘆殆為一朝之瑕瑾者歟又都鄙淨信之輩如法写經之者荷負宝輦遥举羊腸之朝雲瞻礼石像泣契鷄足之春日鄭重之儀随喜銘肝既而古今奉納無隙立針青苔空对香華永絶設非施主盍致供養加之一乘機縁此山相応止住之客多誦妙法如故禪海上人者諷誦薰修十二万三千部自筆書写三十餘部上古異域未聞其曩有法而不崇有師而不用盖而都程遠四隣路僻之故歟感傷之餘語山侶云仏子心有一願欲罷不能可謂螻螂還車之類也一山法命随分住持广大仏恩致誠報謝以其功德奉酬 大神宮之冥德借彼威力祈我國衆生發菩提心仍或紹隆四百才之講会或建立十三重之塔婆所安置者則仏舍利許粒大般若法華心地觀等三部大乘及大聖文殊四天王等形像也擬之靈鷲山般若塔

矣智行淨侶撰十六口身心潔齊滿一七日如法清淨轉讀三部  
於開講者就彼本会春季加大般若經秋季副心地觀經講誦稱  
揚問答決択恒例会外更延一日十種供養如新写儀抑人能弘  
法誰非其人法能利人何過此法乞也諸德各以眞臯老少守次  
差定其頭供仏施僧随分奉仕若施而不受者其心難勇若受而  
不施者其罪難謝互施互受二利是均既為諸所之傍例何非永  
代之秘計但石床風冷洞戸煙細当山禪房清虚超他送日尚難  
況於大營哉然者少僧試触積善之家泣乞立錫之地以其地利  
配分四人年々次第請預且举本物且加私力守彼分預之  
前後令其巡年之課役非只檀度之淺縁必為種智之勝因豈謂  
一会之紹隆半是滿山之依怙也于時一寺諸人聞而伏膺嗚呼  
阿育王之帰仏界也三捨一閻浮之地末田底之弘法化也僅殘  
十五里之池如来遺教付属有奇未知誰人方助此事仰願三宝  
哀愍加護焉仍奉唱如件。

建久七年十二月 日

沙門貞慶

読み下し文

内容は難しいが敢えて読み下しを試みた。一例として参考にして欲しい。

笠置寺沙門貞慶唱へ奉る

善知識（高い徳行をそなた人々）の助けに依り伊勢大神宮に奉ぜんが為、当山往古（昔）の  
八講等を紹隆（更に盛んにすること）せんと請うの状

右、当山は海内（天下）の名区にして壺中こちゅうの形勝（注一）也。草創の奇異、衆の知識とす  
る所にして石像の靈応須べからず復説せず。仏子頃年（近年）以来窃かに栖息するを以て見  
聞するの間、悲喜するもの多し。

所謂春秋二季法華八講は、去る延暦十三年、南都の龍象（すぐれた仏道修行者）始めて行  
所なり。法電（法の理を明らかにすることを電光に例えていう）早に震はせ、世に第三伝の齋会と  
称す。恵日久しく照り、年四百廻の夏曆（こよみ）を送る（注二）。天下に往々（しばしば）八  
講を修すること有るも、皆其れ余流（支流）にして末塵（一番末）なるのみ。然うして眞俗（僧  
と俗人）の威儀（戒律上の細かな作法）年を追いて冷然（冷ややかなさま）なり。緇素（僧侶と俗人）  
来会し期を合せること殆ど難し。

就中、纔に四口を招請して問答重役に及ぶも、経廻しに数日を空しくし、施供甚だ輕微  
なり。講説論談、継古の名は有ると雖も、幡盖（幡蓋か、仏の威徳を表す莊嚴具）舞楽已に無く、

目を悦ばずの儀、曩代（昔の）の勝躡（優れた先例）を失墜す。近くに在りては、豈あに吾が山の悲嘆、殆ど一朝（ひとたび）の瑕瑾（短所）と為すものか。又都鄙の淨信（清らかな信心）の輩、如法写經の者、荷を宝輦に負い、遙かに羊腸（曲がりくねった様）の朝雲にあ挙がりて石像を瞻礼し、泣きて鷄足の春日（注三）を契る。鄭重の儀、随喜肝に銘ず。

既にして古今の奉納、立針の隙も無し。青苔空そらにた対い、香華永く絶う。設たえ施主に非ずも盍（何ぞ）供養を致さざらんや。

之に加うるに一乘（仏の悟りに導いていく唯一の手段）の機縁（悟りを開きかけ）、此の山に相い応し。止住の客、多く妙法（法華經）を誦う。故禅海上人の如くは諷誦十二万三千部を薰修し、自筆にて三十余部を書写す（注四）。上古、異域にも未だ其の彙を聞かず。法有りても崇めず、師有りても用いず。蓋けだし両都（京都、奈良）に程遠く、四隣の路、僻（遠い）の故か。

感傷の余り山侶に語りて云わく。「仏子、心に一願有り。罷しりぞけることを欲する能はず。蠟螂還車の類（無謀で身の程をわきまえない事の例え）と謂うべきや。「一山の法命（法の伝統）随分（分に従い）に住持（世に安住して仏法を維持すること）し、広大なる仏恩に報謝の誠を致し、其の功德を以つて大神宮の冥徳に酬い奉り、彼の威力を借り我が国衆生の発菩提心を祈らんと。」

仍つて或いは四百歳の講会（法華八講）を紹隆し、或いは十三重の塔婆を建立す。安置する所は則ち仏舍利許粒のみ。大般若・法華・心地觀等三部の大乗、大聖文殊・四天王等の形像に及び、之を靈鷲山（注五）の般若塔に擬す。

智行（智識と徳行）の淨侶（淨い僧侶）十六口（人）を撰び、身心潔斎し満一七日、如法清淨にし三部を転読す。開講に於いては彼の本会に就き、春季には大般若經を加へ秋季には心地觀經を副へ、講読して問答を称揚して決択す。恒例の会の外、更に一日を延べ、十種の供養、新写の儀の如くす。抑も人能く法を弘む、誰ぞ其の人に非ずや。法能く人を利す、何ぞ此の法に過ぎんや。

乞う也。諸徳（高僧達）、各肩かた（大いに力を入れること）を以て老少次（ところ）を守り、其の頭を差定して仏施を供し、僧に分わかに随したがうが奉仕せんことを。若し施して受けざるは其の心勇たり難し。若し受けて施されば其の罪謝し難し。互いに施し互いに受く。二利是れ均しきは、既に諸所の傍例（しきたり）と為す。何んぞ永代の秘計に非ずや。但し石床に風冷く、洞戸に煙細し。当山禅房の清虚なること他を超へ、日を送ること尚難し。況や大いなる宮に於いておや。

然れば少僧（愚僧）、試みに積善（善行を積み重ねること）の家に触れ、泣きて立錫の地（非常に狭い土地）を乞い、其の地利を以つて四人に配分す。年々人々に、次第（次々に）に預（金品等を預ける）を請い、且つは本物（実物）を挙げ、且つは私力を加え、彼の分を守る。之を預ける前後、其の巡年の課役とせしむ。只檀度（布施を行うこと）の淺縁に非ずして、必ずや

種智（全ての法を知る仏の知力）の勝因（優れた因縁）と為すものか。豈一会の紹隆と謂うも、半ば是れ満山の依怙（頼りとするもの）也。時に一寺の諸人聞きて伏膺すべし。

嗚呼阿育王（注六）の仏界に帰るや、三捨一閻浮の地、末田底（注七）の弘法（仏法を広めること）の化也。僅かに十五里の池を残すのみ。如来の遺教、有奇に付属す。未だ誰人かを知らずして、方に此の事を助く。

仰ぎ願はくは三宝哀愍し、加護されんことを。

仍つて唱え奉ること件の如し。

建久七年（一一九六）十二月 日

注一 「壺中の天」、即ち俗世間とは異なった別天地。後漢の費長房がかつて市の役人をしていたとき、菓売りの老人が店をしまうと、店先に掛けておいた壺の中に跳び入るのを、費長房が楼上からこれを見て老人に頼み込んで壺の中に入ったところ、中には立派な建物が建ち並び、美酒佳肴が一杯あつて、費長房は、老人とともに飲を尽くしたと伝える『後漢書』「方術伝」の別天地を笠置寺に準えたもの。

注二 笠置寺縁起に「第五十代桓武天皇御宇、延暦十三年甲戌、南都之先徳達登当山、始而被行法華八講云々。当寺之法花八講者日本第三伝之八講也、法華八講之事、最初延暦二年癸亥 岩淵山於勤操僧正始而行給、次於天地院被行之、第三番於笠置寺被執行之者也」とある。

なお延暦十三年（七九三年）から数えて建久七年は四百三年後となる。

注三 釈迦の弟子迦葉は釈迦の指示によって弥勒がこの世に下生する時まで釈迦の伝衣を保管して鶏足山に入定している。従つて「鶏足の春日を契る」とは、弥勒下生の姿を表している笠置寺の弥勒像を仰ぎ見ながら、弥勒下生を待つという意である。

注四 禅海は笠置寺に永く止住し齢八十八歳となり、遷化が近づいた時、作善願文を作り、法華經二万部を弥勒霊像の前で供養した。建久五年（一一九四年）五月二日のことである（大日本仏教全書一一八 寺誌叢書第二 笠置寺住侶作善願文）。

注五 インド、マガダ国のラージャグリハ（王舎城）にある小高い山。釈迦説法の一つとして知られるが、特に法華経がここで説かれたとする。笠置寺縁起に「山者非此土之地、耆闍崛山（靈鷲山）之靈峯欠落来現、補処弥勒慈尊胎藏界之峯也」とある。

注六 インドの国王。もともと暴君だったといわれるが、その後仏教に帰依して仏教の守護者となった。

注七 北天竺の一寺に身の丈十余丈の弥勒像あり。末田底迦大阿羅漢が神通力をもって兜率天に上つて、目の当たり弥勒を見奉つて造つたものであるという（今昔物語巻四）